

令和8年第1回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和8年1月27日 15時00分
招集の場所	日進市役所 北庁舎2階 会議室
出席委員	委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	1番 市川 豊 会長 9番 萩野 淑子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 津田 卓也 書記 田宮 信輔

付議事項	議案第1号 議案第2号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 その他	農地法第5条第1項の規定による許可申請について 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について 生産緑地のあつせん願いについて 取消願について
------	--	--

<p>開会</p>	<p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>会長職務代理者</p> <p>事務局 会長職務代理者</p> <p>事務局</p>	<p>定刻になりましたので、只今より令和8年第1回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>なお、本日は会長が欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長職務代理者である牧委員に議事の進行を委ねます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、牧会長職務代理者より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>▲挨拶</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は5番、6番の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議には傍聴の申し出はございませんでした。</p> <p>それでは議案に入ります。</p> <p>では始めに議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>番号1番の分家住宅を建築するものについてご説明いたします。</p> <p>場所につきましては、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は中部大学第一高校から北東に約300メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに田で面積は222㎡です。</p> <p>申請者は現在、市内の集合住宅にて家族4人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申請地に一戸建て住宅の建築を計画したものです。</p> <p>申請者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、父が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、申請地を選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地西側の既設排水路へ雨水とともに放流する計画となっています。</p> <p>第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に</p>
-----------	--	---

	<p>会長職務代理者</p> <p>委員 事務局 委員 事務局 会長職務代理者</p> <p>会長職務代理者</p> <p>事務局</p>	<p>代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>申請地の南側は道路部分か。</p> <p>県道から拡大した道路部分です。</p> <p>車の乗り入れ箇所はどこか。</p> <p>南側の県道から乗り入れをする計画です。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番の案件について説明いたします。</p> <p>場所につきましては、議案書4ページと5ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、藤島公会堂から南西に約80メートルに位置する1筆、日進保健センターから北西に約300メートルに位置する1筆、日進保健センターから北に約130メートルに位置する1筆の計3筆です。</p> <p>令和7年9月に亡くなられた被相続人が所有していた農地を申請者が相続されるものです。</p> <p>市街化調整区域の農地においては、納税猶予をかけるこ</p>
--	---	---

	<p>会長職務代理者</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長職務代理者</p>	<p>とにより、終身営農として維持していくことの本人承知があり、相続後も引き続き耕作及び貸付が行われているため、特に問題はないと思われま</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はござ</p> <p>貸付であれば相続税の納税猶予は適用されるのか。特定貸付けを行った農地であれば適用されま</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」賛成の方は、挙手をお願</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決としま</p> <p>続きまして、専決について、事務局より報告を願</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 2件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 8件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 7件 <p>専決について、何かご意見・ご質問等はござ</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わ</p> <p>続きまして、その他について、事務局より報告を願</p> <p>(事務局より報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地のあっせんについて ・取消願 <p>その他について、何かご意見・ご質問等はござ</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わ</p> <p>それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和8年第1回農業委員会を終了させていただきます。</p>
	<p>(15 : 31)</p>	